

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び桂地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会などが桂地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

特定事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

特定事業以外の事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

短期

平成15年から18年の間に事業を完了させることを目標とするもの

中期

平成15年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

長期

事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、桂地区基本構想策定後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会が、それぞれ桂地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 桂駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

阪急電鉄が、桂駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) 改札内のエレベーターの設置

改札口から3つのホームに至る経路にエレベーターを設置することを最優先課題として、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小については、車両の更新時やホームの全面改修時などにおいて、できるだけ小さいものとなるよう長期的に検討を進めます。

イ 情報案内設備

(ア) エスカレーターの上端・下端部への点状ブロックの敷設

全てのエスカレーターの上端・下端部への点状ブロック（警告ブロック）の敷設を，公共交通特定事業に位置付けて実施します。

(イ) 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

桂駅における全体的な案内表示の在り方について，駅前広場の案内表示との統一性，連続性の確保を図ることを念頭に，今後，道路管理者やバス事業者などと連携して検討を進め，事業実施の環境が整ったものから順次整備していきます。

また，災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示の在り方についても，長期的な検討を進めます。

ウ 利便設備

(ア) 車いす対応型トイレの改良の検討

車いす対応型トイレをオストメイト対応などの多目的トイレとして改良することについて，一般用トイレを含めた全面改良時に実施すべく検討を進めます。

(イ) 待合室の改良の検討

待合室入口の段差解消や室内の車いす回転スペースの確保などについて，更新時に改良すべく検討を進めます。

エ 個別設備

(ア) 幅広改札口の設置

幅の広い改札口を，公共交通特定事業に位置付けて設置します。

(イ) 車いす対応型券売機の導入の検討

車いす対応型券売機（十分な下部スペースの確保など）については，現在，機器開発の検討段階であるため，今後の開発状況などを踏まえ，券売機の更新時等においては，積極的に車いす対応型券売機を導入すべく検討を進めます。

オ その他

上記以外の現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点について，どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

(ア) 公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討

河原町方面ホームへの電光式案内表示板の設置など，提起された様々な課題・問題点について，今後，公共交通特定事業計画を作成する中で検討を進め，公共交通特定事業に併せてできる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

(イ) 阪急電鉄の全駅共通の課題の検討

ア(イ)のホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小をはじめ，阪急電鉄の桂駅以外の駅にも共通する課題については，長期的な事業経営の中で検討を進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

阪急電鉄の桂駅における公共交通特定事業計画の概要を表 10 に、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表 - 11 に示します。

表 - 10 阪急電鉄の桂駅における公共交通特定事業計画の概要

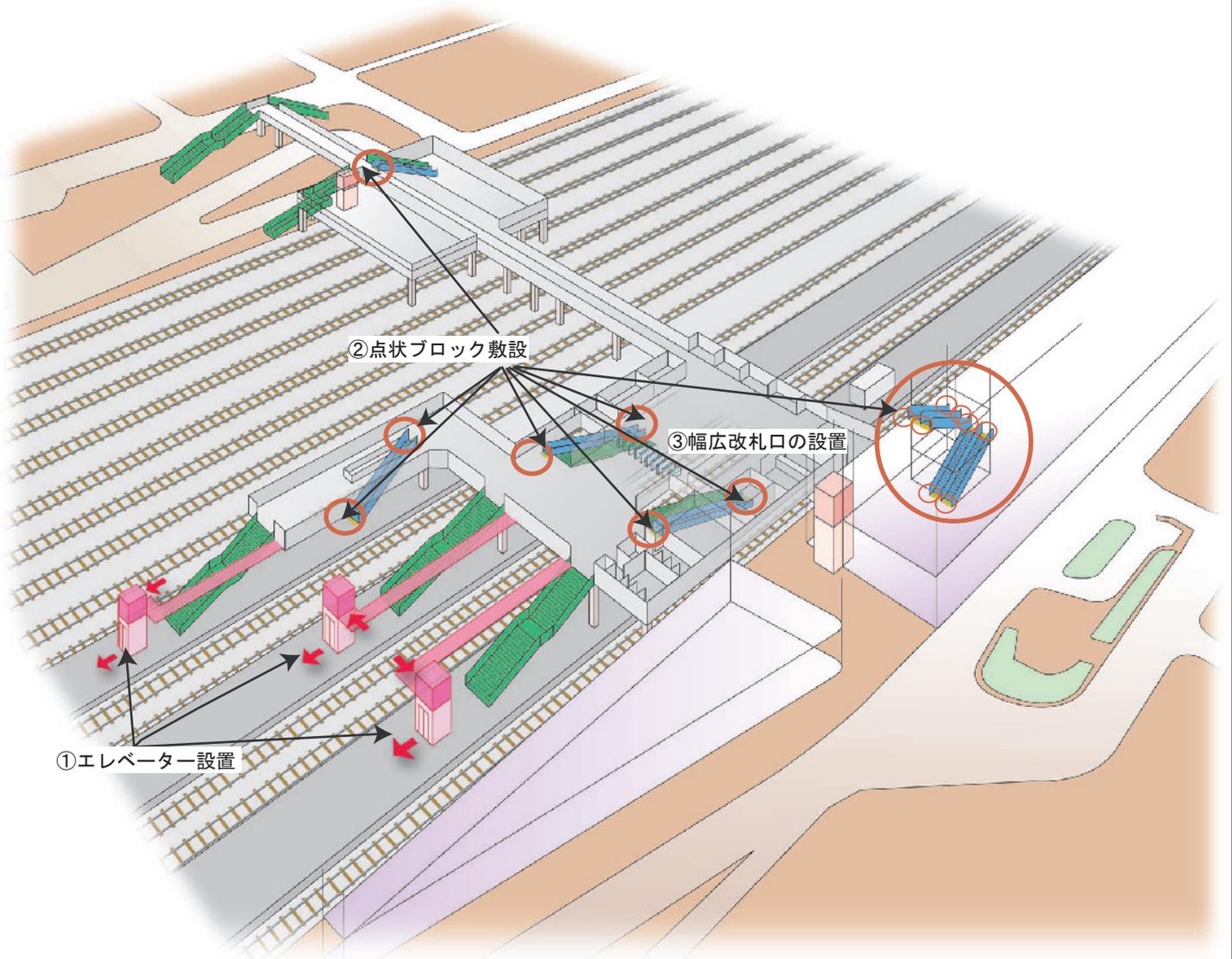
事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
改札口からホームに至るエレベーターの設置(3基)			
エスカレーターの上端・下端部への点状ブロックの敷設(15箇所)			
幅広改札口の設置(1箇所)			

表 - 11 阪急電鉄の桂駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小の検討			
案内表示や緊急情報表示の在り方の検討			
車いす対応型トイレの改良の検討			
待合室の改良の検討			
車いす対応型券売機の導入の検討			
公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討			
阪急電鉄の全駅共通の課題の検討			

桂駅のバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 9 に示します。

図-9 阪急桂駅のバリアフリー化事業計画



阪急桂駅の改善計画

- ①エレベーター設置（3基）
- ②エスカレーター上端・下端部への点状ブロック敷設（15箇所）
- ③幅広改札口の設置（1箇所）

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、桂駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 阪急電鉄の車両

車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両を購入するとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

イ 路線バス（市バス，京都交通バス）

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなどの移動円滑化基準に適合した車両を購入することによって順次バリアフリー化を図り、市バスについては、平成22年には、桂駅を発着する車両の約90%をノンステップバスにします。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要を表-12に示します。

表-12 京都市交通局（市バス）の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
桂駅を発着するバスの約90%をノンステップバスとする			

<参考> 市バス車両の更新計画

年次	総車両数	ノンステップバスの車両数	ノンステップバスの割合
平成14年度末 (2002年度末)	750台	122台	16%
平成15年度末 (2003年度末)	750台	189台	25%
平成22年末 (2010年末)	-	-	約90%
平成25年末 (2013年末)	-	-	100%

注) 市内の全車両

3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都市の道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

特定経路（駅前広場を含む）においては、道路特定事業として、段差・勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

歩道幅員が狭小な区間である桂駅東通の旧山陰街道から新山陰街道までの区間については、歩道を拡幅することとし、阪急電鉄の連続立体交差事業（高架化事業）完了後、事業を実施します。

イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路（桂駅～西京都病院の区間の西側）においては、特定経路と連続したバリアフリー化を図れるよう、歩行の障害となっている柵の撤去などを行うとともに、段差勾配の改善の検討や歩車共存道路としての整備の検討などを進めます。

ウ 特定経路，準特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民の桂駅へのアクセス経路の確保や地区の居住環境整備などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策の検討などを進めます。

エ その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成15年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

桂地区における道路特定事業計画の概要を表-13に、道路特定事業計画以外の事業計画の概要を表-14に示します。

表 - 1 3 道路特定事業計画の概要

経路	路線等		事業内容	目標年次		
				短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
特定経路	西口駅前広場		段差, 勾配の改善			
	・桂緯 219号線 ・川島緯 168号線	区間 1	歩道の段差改善 歩道の凹凸の改善			
特定経路	東口駅前広場		段差, 勾配の改善			
	桂駅東通 (・川島経 157号線)	区間 6	歩道の拡幅 歩道の段差改善		注)	
	新山陰街道 (・山陰街道)	区間 7	段差, 勾配の改善			

注) 阪急電鉄の連続立体交差事業(高架化事業)完了後に実施するため,事業完了が平成22年以降となる場合あり。

表 - 1 4 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線等		事業内容	目標年次		
				短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
準特定経路 (桂駅~西京都病 院の区間の西側)	・川島緯 168号線	区間 2	柵の撤去 歩道の段差改善			
	・川島緯 168号線 ・松尾御陵経 42号線 ・川島経 183号線 ・松尾御陵経 46-1号線	区間 3	歩車共存道路とし ての整備の検討			
	嵯峨街道 (・府道西京高槻線)	区間 4	段差, 勾配の改善 の検討			
-	重点整備地区内のその他の道路		歩行者優先策 の検討			

道路のバリアフリー化事業計画を図 - 1 0 に示します。

4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路において高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

イ 交通規制の実施・見直し、道路標識・標示の整備

横断歩道の設置、一時停止などの交通規制を実施するとともに、見やすく分かりやすい道路標識・標示の設置に努めます。

ウ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車 の 指導・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

エ その他

交通安全特定事業計画は、平成15年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

桂地区における交通安全特定事業計画の概要を表-15に示します。

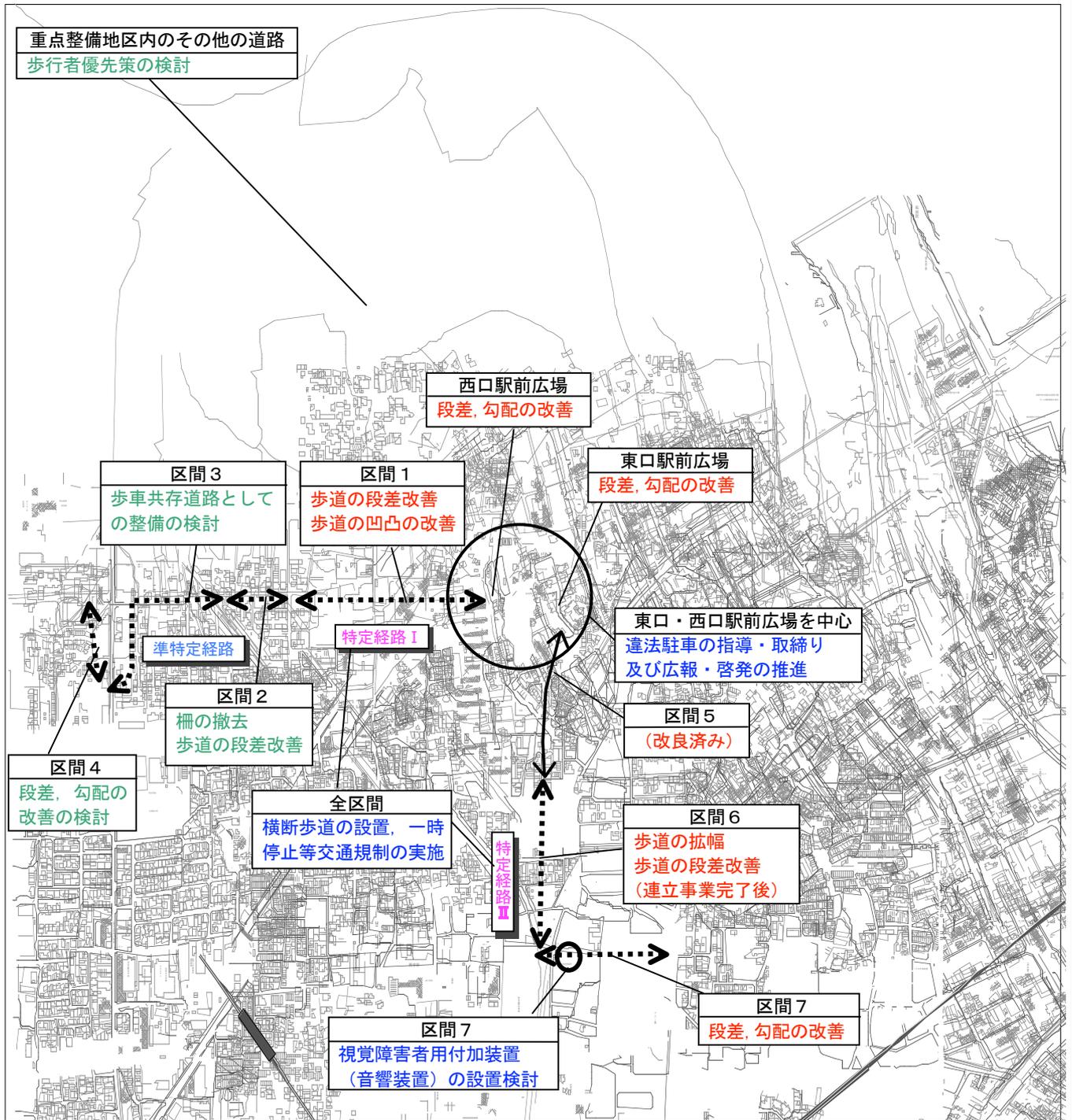
表-15 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等		事業内容	目標年次		
				短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
特定経路	新山陰街道	区間7	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置検討			
特定経路	全区間		横断歩道の設置、一時停止等交通規制の実施			
	東口・西口駅前広場を中心		違法駐車 の 指導・取締り 及び広報・啓発の推進			

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-10に示します。

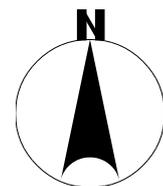
図-10 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画

注) 特定事業以外の事業も含む



凡例

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 旅客施設 (鉄道) | 重点整備地区 |
| 官公庁施設 | 特定経路 |
| 福祉施設 | 準特定経路 |
| 医療施設 | 駅前広場 |
| 教育施設 | 道路特定事業計画 |
| 文化・レクリエーション施設等 | 道路特定事業以外の道路の事業計画 |
| 都市公園・緑地 | 交通安全特定事業計画 |
| 商業施設 | |



5 ソフト施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方

バリアフリー化された施設や設備が有効かつ適切に機能するようにするために、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供を行うとともに、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

具体的には、公共交通事業者の長期的施策である「案内表示や緊急情報表示の在り方の検討」などの中で、新たなソフト施策の検討を進めるとともに、既に展開されている様々なソフト施策をより一層推進していきます。

(2) ソフト施策の概要

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 16 に示します。

表 - 16 ソフト施策の具体例

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した駅などのバリアフリー状況に関する情報提供 (京都市や公共交通事業者のホームページなど)
	バリアフリーマップの作成・提供 (駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある人の介助に関する啓発、高齢者や障害のある人とのふれあいの場の設置など
	駅などにおける介助体験、疑似体験など
学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある人との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成、心のバリアフリー化
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	接客サービスマニュアルの作成
	高齢者や身体に障害のある人へのサポート教育
	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
公共交通事業者による利用者への啓発	身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方の検討
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類の設置等高齢者等歩行者の円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報、啓発活動
高齢者や障害のある人の利便性の向上に資する施策の促進、検討	ICカードシステム導入の促進
	聴覚障害のある人のための公衆ファックスの配備の検討など